

当金庫が発行するインボイスの留意点について

各位

平素より、千葉信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）開始に伴い、当金庫では適格請求書発行事業者として、お客さまからのご依頼に基づき各帳票を発行させていただきます。記載内容の留意事項についてお知らせいたします。

発行帳票名	・インボイス管理票（営業店窓口での発行） ・手数料取引実績明細票（DMによる発行）
留意事項	取引日が実際の手数料引落日と異なる取扱いがあります。
定例発行 残高証明書 手数料	「DM作成日（証明書基準日の翌月初営業日）」が「取引日」となり、残高証明書手数料は証明書基準日の翌々月の2日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より引落されます。 例）残高証明書を令和5年12月末基準で発行し、当該手数料を令和6年2月2日にお支払いいただく場合、取引日は令和6年1月4日となります。
電債手数料 （でんさいサービス）	利用対象月の「月末日」が「取引日」となり、電債手数料は利用月の翌月25日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より引落されます。 例）11月分の電債手数料を令和5年12月25日にお支払いいただく場合、取引日は令和5年11月30日となります。

* 本「取引日」については、「国税庁タックスアンサー№6165」に基づき、表示しております。

以 上

■お問い合わせ先

- ・お客様の取引店
- ・お客様相談室
TEL0120-013-565
平日 9:00～17:00 （12月31日～1月3日および、土日祝日は除きます。）